



クローバーNews

「成年後見支援信託について」

皆様ご承知のように、成年後見人の横領事件が残念ながら散見される現状です。専門職後見人養成等を行う各団体はその防止に努力をしていますが、親族後見人に関しては対策が取りにくい現状が問題とされています。

最高裁は2011年2月に成年後見人による高額な横領事件を防止するために、成年後見支援信託という制度を提案し、2012年2月から取り扱いが開始されました。

具体的には、家庭裁判所が本制度利用を必要と判断した場合、当初選任された専門職後見人が、その管理する被後見人財産のうち日常的な支払いに必要十分な現預金を残し、その他通常使用しない部分を信託銀行に金銭信託をするという制度です。その後、専門職後見人は、特段の必要性がなければ辞任して親族後見人に事務を引き継ぐこととなります。

また日常生活に使用するお金は支援計画を策定し、契約した一定額が成年後見人の管理する口座に振り込まれることとなります。もし不足する場合は、成年後見人が

家庭裁判所の指示書を得て信託銀行に支払請求することが可能です。このように現預金は信託銀行で管理されているので、被害額の大きな不祥事は防げることになるわけですが、対象となるのは後見類型の方です。また契約可能となるのは、某信託銀行の場合でご自身の現預金1千万円以上となっています。

このように不祥事を防ぐというメリットがある制度ですが、幾つか問題点も指摘されています。例示すれば、当該銀行が破綻した場合のリスク管理をどうするか。また一定の手数料がかかること。さらに本人支援のために必要だと成年後見人が思った物品の購入やサービス利用が、家庭裁判所に認められない場合もあり得る点が指摘されています。

まだ開始して1年半なので評価は難しいですが、我々にとって今後も注目して行くべき制度と考えます。なお制度の詳細は信託協会のHP等を参照ください。

クローバー委員 齋藤敏靖（東京国際大学）

体験報告

発達障害を併せ持つ方の成年後見人を受任してまもなく1年が経過しようとしています。

病院のソーシャルワーカーやデイケアのスタッフ、グループホームの職員、訪問看護の看護師などの職員と調整をしながら、自分は財産管理や生活費を中心としたお金の使い道関係になるべく特化した関わりをしています。

同じ事柄に対して最も厳しいことをいう支援者との関係を次々に悪くしてしまう傾向がある本人にとって、「これについてはこの人が担当」と決めるほうが落ち着くようで、「後見人はお金について担当している人」と決めたことが良かったようです。

ただ、「お金を担当している」とはいつても、お金を通じて生活全体に気を配るようにしています。想定外の出費があった時に何かあったのかを確認したり、大きな買い物がしたいという時には一緒に話し合いをしたりしています。また、あれこれ買いたいという希望に対してお金が無限にあるわけではないことを伝えて諦める経験をして

らったり、「早く全財産を使い切って、生活保護になりたい」という本人に生活保護になった場合の生活がどうなるかを伝えたり、その一方で、使うべきものに使わずに無駄遣いしてしまいそうだなあと思うときでも、愚行権として可能な範囲で目をつぶったりといったこともしています。

何が一番本人のためになるのか、長い目で見て学習につながるのであれば失敗やそれに伴う挫折や我慢もよしと考えるのか、迷うことも多いですが、養護学校の教員をしていた時の「よりよく成長したいと思っていない子はいない」、教育センターで発達障害児の指導員をしていた時の「躓いたときに支援をするのが本当の支援」、そして現在の区議会議員の仕事をしていて感じた「本人の意向を無視して無理やり助けることはできない」という経験や価値観を抱えながら模索をしています。本人が生き生きと過ごせることを大切にその手助けを今後もしていければと思っています。

東京都／石坂龍史(いしざか わたる)



認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2013年9月18日現在登録者 92名

ブロック	人数	都道府県支部内訳
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	3	岩手 2、宮城 1
関東・信越ブロック	36	栃木 1、群馬 1、埼玉 9、千葉 3、 東京 12、神奈川 9、長野 1
東海・北陸ブロック	11	岐阜 1、静岡 3、愛知 7
近畿ブロック	6	大阪 2、兵庫 4
中国ブロック	6	鳥取 1、島根 1、岡山 1、広島 2、 山口 1
四国ブロック	5	徳島 1、愛媛 3、高知 1
九州・沖縄ブロック	20	福岡 7、佐賀 1、長崎 1、熊本 4、 大分 1、宮崎 1、鹿児島 1、沖縄 4

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2013年9月18日現在)

家庭裁判所からの受任相談件数 59件

内、正式受任 38件	受任中	36件 北海道 2、宮城 1、埼玉 1、千葉 1、 東京 17、神奈川 1、岐阜 1、愛媛 1 福岡 7、熊本 4
	受任終了	2件 東京 1、福岡 1
内、受任調整中 1件	熊本 1	

トピックス：障害者差別解消法について

日本には長年、包括的な差別禁止法がないことが当事者団体や関係団体から指摘されており、20年以上前から法の成立に向けた努力が重ねられてきた。2006年に国連で「障害者の権利条約」が採択され、日本はその批准に向けた国内法の調整が大きな課題となった。その後、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の成立を経て、2013年6月ようやく「障害者差別解消法」の成立をみたのである。来年度から施行される予定となっている。

第1条には「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」とされており、障害のある人となない人の平等を確保し、共生社会の実現を目指す方向が示されている。また、第4条には、その目的を達成するために、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、合理的配慮の提供の義務付け、国による啓発と知識普及を明示している。特に注目されたのは、合理的配慮の提供に関する義務であり、私たち健康な人と同じように生活できる環境を整えること(例外はある)が義務とされた。

同様の改革の流れの中で、成年被後見人に選挙権が与えられてことは記憶に新しいが、その他の欠格条項や包括的に権利が制限される側面を持つことなど、成年後見制度そのものが抱えている課題は差別解消法と無関係ではない。差別解消法が成立したことがゴールではなく、ここから新たな始まりなのである。

成立した差別解消法に関しても、すでに様々な課題が指摘されている。「禁止法」という名称にしなかった点、合理的配慮の提供に関して、民間事業者には強制力はなく努力義務とした点、新たな紛争解決のための機関を設けなかった点等である。そのことは、この法が実効性を持つかどうかを左右する大きな指摘であり、すでに見直しに向けた動きが始まっている。日本国憲法をはじめ、平等を説く法制度は実は以前から存在するが、その実現に向けた具体的な効果が待たれていると言える。

文責：岩崎 香

2013年度「クローバー登録者継続研修」のご案内

認定成年後見人ネットワーク「クローバー」にご登録の皆さまには1年間の登録期間に、登録者継続研修の受講が義務付けられています。今年度は、次の日程及び場所にて2回開催されます。登録者の方々へは個別にご案内をお送りしていますので、どうぞご確認ください。

<東京都会場>

日程：2013年12月8日(日)

会場：日本教育会館

(東京都千代田区/アクセス 東京メトロ神保町駅から徒歩3分他)

<愛媛県会場>

日程：2014年2月23日(日)

会場：松山東雲女子大学



編集後記

9月も暑い日が続き、10月に入り、ようやく涼しくなってきました。家では例年より遅い衣替えに取り掛かったところです。

私は約9ヶ月ぶりの編集をさせていただきましたが、この間に権利条約批准に向けて既存の法律の制度の改正などいろいろな動きを見せています

が、成年後見制度のようにまだ課題が残っているものも多く、日々新聞やニュースに目が離せない毎日です。(岩崎 弘幸)